

令和 8 年 度

階上町下水道事業会計予算

青森県階上町

議案第24号

令和8年度 階上町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度階上町の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水人口 2,950人
- (2) 年間処理水量 250,000m³
- (3) 主な建設改良事業
 - ア 管渠事業 公共下水道事業污水管路工事 延長1,102m
56,600千円
下水道管路点検調査 9,130千円
 - イ ポンプ場事業 東平・石鉢中継ポンプ場
ストックマネジメント計画策定 14,130千円
 - ウ 処理場事業 茨島浄化センター
ストックマネジメント計画策定 13,730千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 下水道事業収益 238,198千円
 - 第1項 営業収益 42,025千円
 - 第2項 営業外収益 196,173千円

支 出

- 第1款 下水道事業費用 306,447千円
 - 第1項 営業費用 275,736千円
 - 第2項 営業外費用 28,711千円
 - 第4項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,775千円は、当年度分損益勘定留

保資金等で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	202,908千円
第1項 企業債	37,100千円
第4項 他会計補助金	123,066千円
第6項 国庫補助金	36,400千円
第7項 県補助金	1,456千円
第8項 負担金等	4,886千円

支 出

第1款 資本的支出	222,683千円
第1項 建設改良費	98,130千円
第3項 企業債償還金	123,066千円
第6項 基金積立金	1,487千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業に伴う水洗便所改造等資金融資斡旋制度による申請者に対して融資された融資額に対する利子及び保証料の補給	令和9年度以降水洗便所改造等資金借入金償還期間満了の日まで	貸付融資残高に対し、貸付年度及び金融機関毎に契約した年利率により算定した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	37,100千円	普通貸借又は証券発行	10.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金又は地方	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところ

			公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ろによる。ただし、町財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えすることができる。
--	--	--	--	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 次条に定める経費以外の同一款内の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 14,605千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、231,966千円である。

令和8年3月4日提出

階上町長 荒谷 憲輝